

# 静岡市食の安全対策推進事業



平成20年度

# 静岡市 食の安全・安心アクションプラン



静岡市

静岡市食の安全対策推進事業

## 基本方針及び 平成20年度静岡市食の安全・安心 アクションプランの策定にあたって

近年、国内外におけるBSE(牛海綿状脳症)や鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬問題など食をめぐるさまざまな問題が発生し、国民の食の安全に対する安心感、信頼感が揺らぎ不安が高まっております。

また、食品流通の広域化、グローバル化の進展、新たな危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況も大きく変化してきています。

本市では、国民の健康の保護が最も重要であることなどを基本理念とする「食品安全基本法」を踏まえて、保健衛生部を中心に、食に関係する部署で組織する「静岡市食の安全対策推進連絡会」を平成15年7月に設置し、現在、庁内の9部局、19課がお互いに連携して、「食の安全の確保のための施策」と「食の安心の提供のための施策」の各種事業に取り組み、総合的に推進しているところであります。

平成18年3月に定めた、静岡市の食の安全対策の進むべき方向とする「静岡市食の安全対策推進事業 基本方針」に沿って、本年3月、「静岡市食の安全対策推進事業 平成20年度静岡市食の安全・安心アクションプラン」を策定しました。平成20年度食の安全対策推進事業として、「食の安全の確保のための施策」は56事業、「食の安心の提供のための施策」では68事業、併せて124事業を定めています。

なお、策定にあたりましては、従来の食の安全対策推進事業を引き継ぎ、昨年度のアクションプランを部分的に見直し整理するとともに、プランの適正進行管理や評価を行うため、生産者、食品等事業者、消費者、学識経験者及び公募による市民で構成される「静岡市食の安全・安心意見交換会」の委員の皆様からご意見をいただき、反映したプランとなっています。

このなかでは、平成20年度の食の安全対策に関する関係各課の具体的な内容をお示ししておりますので、これにより、市民の皆様の食に関する不安が少しでも解消されることを期待します。

今後も引き続き、静岡市にふさわしい食の安全・安心対策の施策を、市民の皆様を示すことができるよう、生産者、食品等事業者、消費者、行政がそれぞれの立場で情報や意見の交換を積極的に実施しながら、食の安全の確保と安心の提供に取り組んでまいりたいと考えております。



## 目次

### 静岡市食の安全対策推進事業

---

第1	基本的な考え方	2
第2	行政及び食品等事業者の責務と役割、消費者の役割	3
第3	推進体制	4
第4	基本方針	5
第5	基本方針の基本的取組みの項目	6
第6	平成20年度静岡市食の安全・安心アクションプラン	
	Ⅰ「食の安全の確保のための施策」	8
	Ⅱ「食の安心の提供のための施策」	15

### 参考

---

1	静岡市食の安全対策推進連絡会設置要綱	26
2	平成19年度静岡市食の安全・安心意見交換会の開催について	29

# 静岡市 食の安全対策推進事業



# 第1

## 基本的な考え方

今日、私たちが手にする豊富な食品は、生産、製造、加工、貯蔵等の技術の高度化、輸送の広域化、効率化に支えられています。その反面、生産から消費までの過程で使われる飼料、肥料、農薬、抗生物質、添加物や器具、容器の安全性が問題となっています。また、牛海綿状脳症(BSE)、食品の偽装表示、ダイエット食品による健康被害など食品に関係する新たな問題が発生し、食に対する消費者の不安や不信は一層高まり、これらの不安や不信の解消への対応が強く求められているところです。

本市においては、食品安全基本法の制定を受け、同法の基本理念にのっとり、庁内に「静岡市食の安全対策推進連絡会」を設置し、生産・流通から消費に至る総合的な食の安全に関する施策を展開しています。

食の安全対策の推進に当たっては、消費者の健康の保護を最優先に食の安全の確保を図ることとし、これまでの施策の充実・強化を図るとともに、健康被害が発生してからの事後対応型手法よりも危害要因が消費者に及ばない事前防止型手法に重点をおく必要があります。そのうえで、情報を共有し、意見を交換するなどして、生産者、食品等事業者、消費者及び行政が協働して食の「安全の確保」と「安心の提供」を図るものとします。



# 行政及び食品等事業者の責務と役割、消費者の役割

## ■ 行政の責務と役割 ……

国・県等及び民間団体との相互の連携等強化に努め、関係部・課が一体となって、市内における生産から消費に至る各段階の食品の安全・安心を確保するために施策を構築し、実施するとともに、正しい知識の普及に努めます。

## ■ 生産者及び食品等事業者の責務と役割 ……

関係法令等を守り、生産・採取、加工・製造、流通段階における食品等の適切かつ自主的な衛生管理及び品質表示等の正確な情報提供や消費者との相互の理解に努めます。

## ■ 消費者の役割 ……

生産者、食品等事業者及び行政との交流を通じた相互理解や食の安全・安心に関する知識を深め、食品の安全性の確保について積極的に意見を表明するように努めます。

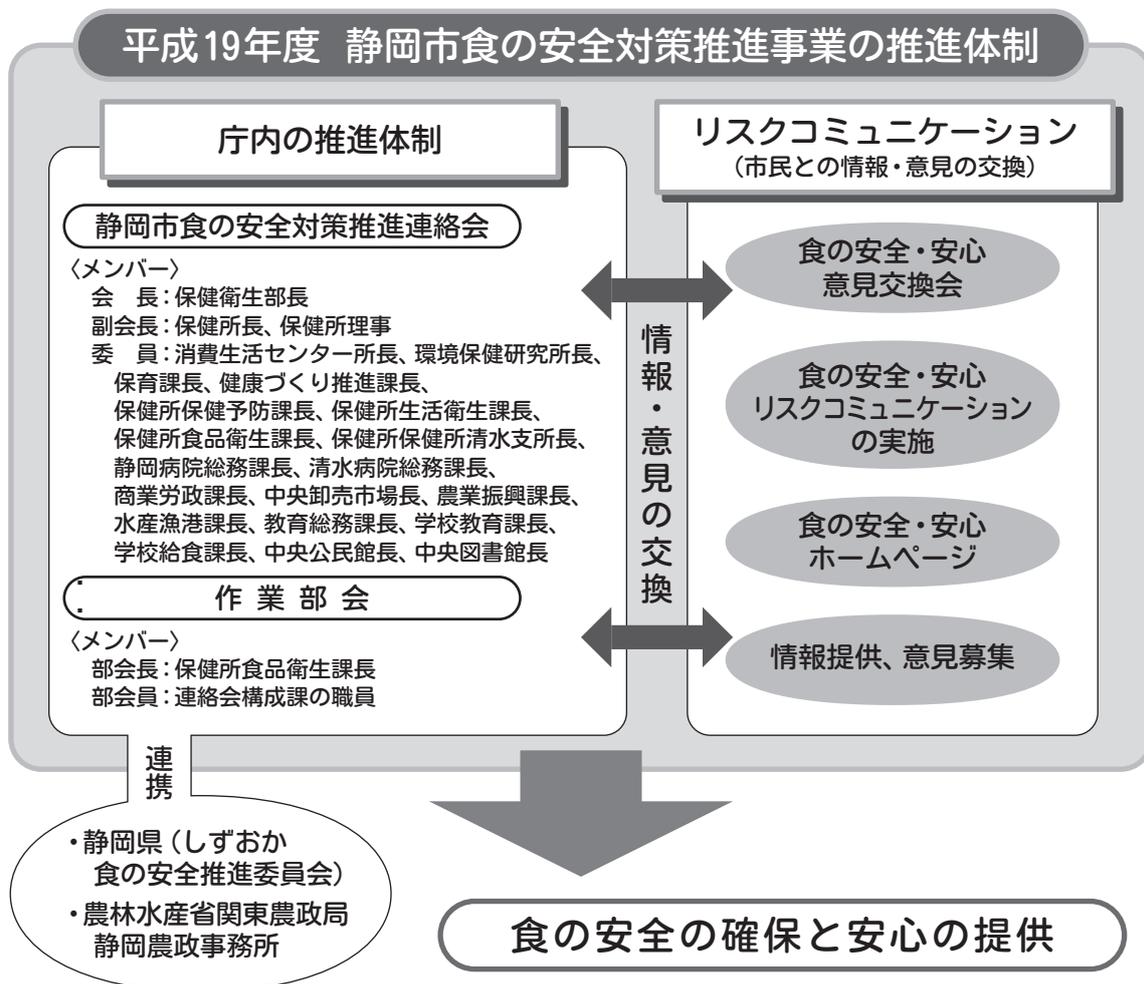


# 推進体制

「庁内の推進体制」と「リスクコミュニケーション」の2本の柱により、静岡市の食の安全対策事業を推進していきます。

庁内の推進体制としては、生活文化局(市民生活部)、環境局(環境創造部)、保健福祉子ども局(子ども青少年部、保健衛生部)、病院局(静岡病院事務局、清水病院事務局)、経済局(商工部、農林水産部)、教育委員会事務局の9部局の関係課で構成する「静岡市食の安全対策推進連絡会」を設置し、生産・流通から消費に至る食品等の安全確保に関する施策を検討協議、実施する体制をとっています。

リスクコミュニケーションは、生産者、食品等事業者、消費者、学識経験者及び一般公募者で構成する食の安全・安心意見交換会を開催するとともに、リスクコミュニケーションの実施やホームページ等により市民、行政間の情報、意見の交換を推進していきます。



# 基本方針

「食の安全の確保のための施策」と「食の安心の提供のための施策」の2つを施策の柱に、生産、調理、製造、加工、流通、販売、消費の各行程にそって事業を展開していきます。

## 「食の安全の確保のための施策」

- 1 ● 生産段階における支援や助言を行います。
- 2 ● 調理・製造・加工段階における監視指導を実施します。
- 3 ● 流通・販売段階における監視指導を実施します。
- 4 ● 試験・検査技術の充実を図ります。

## 「食の安心の提供のための施策」

- 1 ● 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します。
- 2 ● 食の安全に関する連携と意見交換を推進します。
- 3 ● 食品表示の適正化を推進します。
- 4 ● 地産地消を推進します。
- 5 ● 食の安全に関する教育・啓発を推進します。



# 基本方針の 基本的取組みの項目

## 「食の安全の確保のための施策」(56事業)

### 1 ● 生産段階における支援や助言を行います。(8事業)

- ① 生産資材の安全管理・適正使用を啓発します。
- ② 環境にやさしい農業生産を推進します。
- ③ トレーサビリティシステムの導入を推進します。
- ④ 生産段階でのモニタリング検査(収去検査)を強化します。

### 2 ● 調理・製造・加工段階における監視指導を実施します。(30事業)

- ① HACCPの導入を推進、支援します。
- ② 危害分析に基づき、重点監視指導を実施します。
- ③ 調理、加工等の従事者に対する衛生講習を充実します。
- ④ 食品等の収去検査を強化します。

### 3 ● 流通・販売段階における監視指導を実施します。(13事業)

- ① 輸入食品など管轄外流通食品の収去検査及び監視指導を実施します。
- ② いわゆる健康食品の買上げ検査を実施します。
- ③ 容器包装やおもちゃ等の買上げ検査を実施します。
- ④ 食品や健康食品等について速やかな情報伝達・連携を図り、健康被害の未然防止と拡大防止に努めます。
- ⑤ 食品保管施設や食品販売施設の安全管理の指導を実施します。

### 4 ● 試験・検査技術の充実を図ります。(5事業)

- ① 製品検査の業務管理要領(GLP)に則った検査を実施します。
- ② 検査項目を増やす検討や食の安全を確認する調査を実施します。



## 「食の安心の提供のための施策」(68事業)

### 1 ● 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します。(20事業)

- ① 生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集、提供、公開に努めます。

### 2 ● 食の安全に関する連携と意見交換を推進します。(9事業)

- ① 消費者の意見を求め、その意見を施策に反映させるよう努めます。
- ② 流通・販売者及び消費者との連携強化を図り、情報の共有化による食の「安心の提供」に努めます。
- ③ 生産者と消費者の意見交換会を企画し、食の安全の確保に関する相互の理解を深めます。

### 3 ● 食品表示の適正化を推進します。(9事業)

- ① 食品の表示の監視指導を実施します。
- ② 食品表示消費者研修会を実施します。
- ③ 食品表示モニターを委嘱します。
- ④ 食品についての不審・疑問表示の情報を入手したときは、JAS法を所管する静岡農政事務所または静岡県県民生活室と情報を共有し、必要に応じて合同調査や指導を行います。
- ⑤ 農畜水産物表示等の適正化推進事業に協力し、消費者の安心の選択に応えます。

### 4 ● 地産地消を推進します。(8事業)

- ① 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で目に見える「地産・地消」の推進に努めます。

### 5 ● 食の安全に関する教育・啓発を推進します。(22事業)

- ① 学校等と連携し、教育活動を通して、食の安全への関心を深めます。
- ② 関係各課の連携により食育活動を推進します。
- ③ 各種教室、講演会、講習、体験、イベント等を開催し、正しい知識の普及に努めます。

## 平成20年度 静岡市食の安全・安心アクションプラン

### I 「食の安全の確保のための施策」

#### 1 ● 生産段階における支援や助言を行います。

(1) 生産資材（農薬、肥料、飼料、動物用医薬品など）の安全管理・適正使用に関する啓発等に努めます。

① 農薬及び肥料の適正使用の啓発 〈農業振興課〉

・農薬危害防止運動の実施（ポスター掲示）

② 飼料、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用の啓発

〈農業振興課・水産漁港課〉

・飼料、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用に関する情報の周知

(2) 環境にやさしい農業生産を推進します。 〈農業振興課〉

・持続性の高い農業生産方式の導入推進（エコファーマーの認定推進）

・クリーン野菜産地育成事業の実施

(3) 生産履歴情報把握制度（トレーサビリティシステム<sup>\*</sup>）の導入を推進します。

① 県、関係団体と連携し、生産・栽培履歴の記帳と情報開示の啓発

〈農業振興課〉

② 家畜や畜産物の衛生対策の推進

〈農業振興課〉

・死亡獣畜対策事業（処理費の補助）の実施

・家畜防疫対策事業（予防接種・検査料等の補助）の実施

(4) 農政部局と連携し、生産段階でのモニタリング検査（収去検査体制）を強化します。 〈食品衛生課〉

・鶏卵、蜂蜜の収去検査<sup>\*</sup>

#### 〈計画数〉

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
持続性の高い農業生産方式の導入推進（認定者数）	226戸	100戸	141戸
クリーン野菜産地育成事業（補助）	3件	3件	5件
死亡獣畜等処理事業補助金	牛70頭	牛70頭	牛41頭
家畜防疫対策事業補助金（予防接種・検査料等の補助）	農家等70件	農家等70件	農家等35件
鶏卵、蜂蜜の収去検査	16件	18件	16件

※ トレーサビリティシステム … 食品の生産、加工、製造、流通、販売などの各段階で原材料等の製造行程、販売先等を記録・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること

※ 収去検査 … 食品関係営業施設から必要最少量の食品や食品添加物等は無償で持ち帰り、試験検査すること



## 2 ● 調理・製造・加工段階における監視指導を実施します。

(1) 危害分析・重要管理点方式(HACCP※)の導入を実施、支援します。

〈食品衛生課〉

- ・ HACCP希望者及び予定者からの相談・受付・助言

(2) 危害分析に基づき、重点監視指導を実施します。

① 監視指導計画※に基づく監視指導

〈食品衛生課〉

- ・ 学校、病院、老人保健施設等の集団給食施設の監視指導
- ・ 食中毒ハイリスク施設(旅館、弁当屋、大規模飲食店等)の重点監視
- ・ 大規模販売店等の夏季、年末一斉監視
- ・ 食品製造業者に対する監視指導(表示を含む)

② 食鳥検査の実施

〈食品衛生課〉

- ・ 大規模食鳥処理場での検査
- ・ 認定小規模施設での検査

③ 食品等事業者の自主衛生管理体制(各種記録の保管、製品の自主検査等を含む。)の推進

〈食品衛生課〉

- ・ 施設監視時及び衛生講習会時に指導

④ 学校給食の食材の安全の確保

〈学校給食課〉

- ・ 学校給食食材の購入方法の確立

平成21～23年度学校給食物資納入業者登録の実施

平成21～23年度登録申請時の書類審査・立入検査

- ・ 学校給食食材の安全確認

物資購入委員会による書類審査及び現物選定(葵区・駿河区)

各調理場における現物確認

各調理場の栄養士等による書類審査及び現物選定(清水区)

- ・ 学校給食食材納入業者への指導の徹底

追加登録施設への立ち入り検査・助言指導

- ・ 学校給食食材納入業者の選定

平成21～23年度学校給食物資納入業者登録の実施

平成21～23年度登録申請時の書類審査・立入検査

⑤ 中央卸売市場における加工・保存・流通の行動指針の集約及び、指導の実施

〈中央卸売市場〉

※ HACCP(危害分析重要管理点方式) … 食品関係営業施設から必要最少量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り、試験検査すること

※ 監視指導計画(食品衛生監視指導計画) … 国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品衛生法を所管する各自治体が策定した計画

(3) 調理、加工等の従事者に対する衛生講習を充実します。

- ① 食品等事業者に対する衛生講習会の開催 〈食品衛生課〉
    - ・ 食品等事業者に対する衛生講習会の開催
  - ② 給食担当教職員、教職員、保育士、栄養士、調理員に対する食の安全指導・啓発 〈保育課・学校教育課・学校給食課〉
    - ・ 給食担当職員に対する食の安全指導 〈学校教育課・学校給食課〉
      - 学校給食事務説明会の開催(食中毒防止、衛生管理改善充実)
      - 学校給食衛生責任者研修会の開催
      - 学校給食衛生研修会「食中毒防止講習会」の開催
      - 学校給食衛生責任者会の開催
      - 栄養士研修会の開催
    - ・ 保育園児及び児童・生徒の健康づくりに役立つ給食の提供 〈保育課・学校給食課〉
      - 食育に配慮した献立メニューで作成
    - ・ 調理担当者の資質向上のための研修会 〈保育課〉
      - 保育園給食関係者研修会の開催
      - 新規採用者研修会の開催
      - 調理研修会の開催
    - ・ 給食関係者の意識啓発等のための保育園巡回 〈保育課〉
      - 給食巡回指導
  - ③ 管理運営基準\*の説明会の開催 〈中央卸売市場〉
    - ・ 食品営業事業者が守らなければならない衛生管理の基準の周知
- (4) 食品等の収去検査体制を強化します。 〈環境保健研究所〉
- ・ 食品製造業者に対する食品の収去検査の実施

※ 管理運営基準 … 食品衛生法に基づいて定められた営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫類の駆除その他公衆衛生上で実施する内容に関する基準



〈計画数〉

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
HACCP取得予定者の指導	7回	7回	6回
監視指導計画に基づく監視・指導	24,000件	24,000件	26,144件
大規模食鳥処理場での検査	514回140万羽	555回141万羽	516回151万羽
認定小規模施設での検査	9回	9回	9回
21～23年度学校給食物資納入業者登録の実施 (登録申請時の書類審査・立入検査)	3年に1回	3年に1回	3年に1回
物資購入委員会による書類審査及び現物選定 (葵区・駿河区)	月1回	月1回	月1回
各調理場における現物確認	毎日	毎日	毎日
各調理場の栄養士等による現物選定(清水区)	毎日	毎日	毎日
追加登録施設への立入検査・助言指導	50件	2件	0件
食品等事業者に対する衛生講習会の開催	100回5,000人	100回5,000人	100回5,000人
学校給食事務説明会の開催 (食中毒防止、衛生管理改善充実)	1回160人	1回160人	1回160人
学校給食衛生責任者研修会の開催	1回60人	1回60人	1回60人
学校給食衛生研修会「食中毒防止講習会」の開催 (夏季)	5回400人	5回400人	5回403人
学校給食衛生責任者会の開催	10回200人	10回200人	6回120人
栄養士研修会の開催	4回152人	4回152人	4回152人
保育園給食関係者研修会の開催:年1回	5回180人	7回410人	10回382人
新規採用者研修会の開催:年1回			
調理研修会の開催:年3回			
給食巡回指導	70回140施設	87回121施設	79回96施設
「管理運営基準の説明会」の開催	1回	※1回	1回
食品製造業者に対する食品の収去検査の実施	926件	928件	911件

(※平成20年2月末、実施数)

### 3 ● 流通・販売段階における監視指導を実施します。

- (1) 輸入食品など管轄外流通食品の収去検査及び監視指導を実施し、安全の確認に努めます。 <食品衛生課>
- ・ 輸入食品や広域流通食品の収去検査の実施
  - ・ 市内の食品衛生法違反措置状況について報道関係者への情報提供やホームページへの掲載
- (2) いわゆる健康食品の買上げ検査を実施します。 <環境保健研究所・生活衛生課>
- ・ 健康食品が医薬品成分を含有していないかどうかの検査
- (3) 容器包装やおもちゃ等の買上げ検査を実施します。 <環境保健研究所・食品衛生課>
- ・ 容器包装やおもちゃ等に有害物質が含有しているかどうかの検査
- (4) 食品や健康食品及び機能性食品\*などについて速やかな情報収集、伝達、連携を図り、健康被害の未然防止と拡大防止に努めます。
- ① 消費者に対し食品や飲食危害に関する情報を提供 <食品衛生課>
  - ② 食中毒事件等の速やかな公表 <食品衛生課>
  - ③ 飲食に起因する新たな危害が発生した場合、詳細で正確な情報の提供 <環境保健研究所>
  - ④ 食品に関係する感染症発症時の拡大防止 <保健予防課>
    - ～食品として関係が深い腸管出血性大腸菌（O-157等）の感染症発症時に、食品衛生課と連携して、感染拡大防止のための共同調査や対策会議の開催～
    - ・ O-157等発生時対策連絡会の開催
  - ⑤ 国、県及び静岡市関係課との連携を強化し、卸、仲卸業者等への情報伝達の迅速化の実施 <中央卸売市場>
- (5) 卸売市場などの食品保管施設・場所、デパートなどの食品販売施設等における食品の安全管理の指導を実施します。
- ① 食品保管施設・場所の安全確認 <中央卸売市場>
    - ・ 使用水の安全確保及び排水、廃棄物処理の衛生管理の確認
    - ・ 卸売場の低温化の推進  
仲卸売場、保管場所の低温化の推進
    - ・ 物品の品質管理の確認

※ 機能性食品 … 体調を調節する機能、生体防御、疾病予防、老化制御などを有する食品（例えば特定保健用食品など）





② デパート、スーパーマーケット等食品販売施設の監視指導の実施

< 食品衛生課 >

- ・ ふきとり検査、スタンプ検査等

<計画数>

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
輸入食品や広域流通食品の収去検査の実施 (葵区・駿河区・清水区)	890件 輸入食品70件	890件 輸入食品70件	700件 輸入食品70件
健康食品が医薬品成分を含有していないかどうかの検査	15件	※15件	21件
O-157等発生時対策連絡会の開催(葵区・駿河区)	発生時開催数	発生時開催数	11件
O-157等発生時対策連絡会の開催(清水区)	発生時開催数	発生時開催数	6件
ふきとり検査、スタンプ検査等	5,200件	5,270件	8,425件

(※平成20年2月末、実施数)



食品取り扱い施設の  
ふきとり検査



低温卸売場のセリ

## 4 ● 試験・検査技術の充実を図ります。

(1) 食品衛生検査施設の業務管理要領(G L P<sup>\*</sup>)に則った検査を実施します。

<環境保健研究所>

- ① 食品衛生法で規格基準が定められている食品の検査
- ② 市が衛生管理の指標を定めている食品の検査

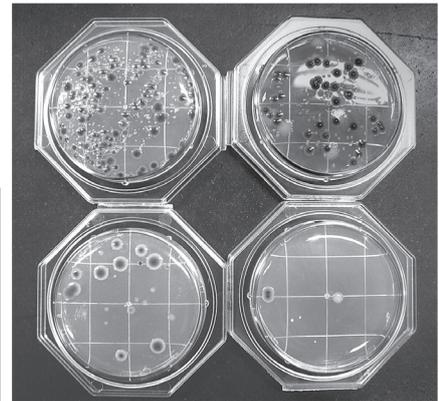
(2) 検査項目を増やす検討や食の安全を確認する調査を実施します。

<環境保健研究所>

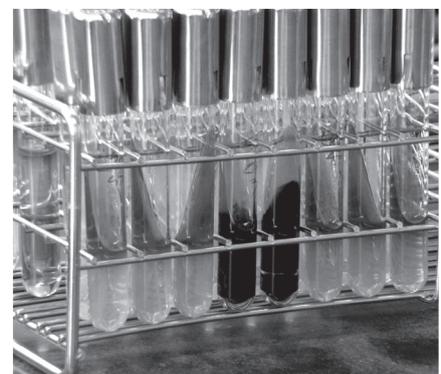
- ① 公定法が定められていない微生物及び化学物質等の検査法の検討
- ② 農薬検査項目を増やすための検討
- ③ 加工食品中の重金属類の含有量調査



理化学検査



細菌検査



細菌検査

※ G L P … 食品の試験・検査施設において、試薬、機器や試験方法等業務全体を十分に管理することにより、検査の信頼性を高めるために行うべき、業務管理の基準



## Ⅱ 「食の安心の提供のための施策」

### 1 ● 食の安全に関する情報の提供、公開を推進します。

(1) 生産・流通から消費に至る食の安全に関する情報の収集、提供、公開に努めます。

- ① 食の安全に関する情報の収集及び表示の指導強化 <中央卸売市場>  
・食品表示説明会の実施「静岡農政事務所との連携」
- ② 特集コーナーを利用した関連図書の展示による知識の普及  
<中央図書館>  
・日本十進分類法の書棚とは別に特集コーナーの展示
- ③ 食品衛生課の収集資料のうち公開可能なものの図書館への提供と、図書館を通じた広域な市民への提供 <中央図書館>  
・提供資料を図書館資料として登録やファイル化し、参考室で郷土資料やリーフレットで提供
- ④ 図書館における「食の安全」に関する資料の収集・提供 <中央図書館>  
・毎週発刊される本の購入
- ⑤ 食に関する問い合わせ（レファレンス）に対する適切な資料及び関係機関の紹介 <中央図書館>  
・市民の調べ物お手伝いサービス（レファレンスサービス）
- ⑥ 消費者グループ、消費生活モニター等へのパンフレット等の配布  
<消費生活センター>
- ⑦ 広報誌への掲載やホームページ等による情報（他課提供資料）提供  
<消費生活センター>
- ⑧ 消費生活センターの情報コーナーへのパンフレット等（他課提供）の掲示等  
<消費生活センター>
- ⑨ J A S 法\*等の表示に関する資料や新聞記事の収集・整理  
<消費生活センター>
- ⑩ 食の安全に関する新聞記事の収集・整理 <消費生活センター>
- ⑪ 静岡市食生活改善推進員による地区活動との連携 <健康づくり推進課>  
・各支部で開催する調理実習の実施（ボランティア活動）
- ⑫ 外食料理の栄養成分表示\*をしている店舗の紹介 <食品衛生課>  
・パンフレットの作成・配布
- ⑬ 食品の安全に関する情報の収集、整理及び提供 <食品衛生課>

※ JAS 法（農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）… 農林物質の品質の改善・生産の合理化・取引の単純公正化・使用又は消費の合理化を図ることと、適正表示によって一般消費者の選択に資することを目的とした法律

※ 外食料理栄養成分表示 … 市民が自分に合った料理を選択できるように、飲食店等のメニューにエネルギーや栄養成分を表示すること



- ⑭ 違反者への処置等を公表 <食品衛生課>
- ⑮ 静岡市食の安全・安心ホームページ\*の更新 <食品衛生課>
- ⑯ 静岡市食の安全・安心に関する図書、ビデオ等の購入 <食品衛生課>
  - ・図書の購入、貸し出し普及
  - ・ビデオの購入、貸し出し普及
- ⑰ 食の安全対策推進事業のパンフレット等の作成、配布 <食品衛生課>
  - ・食の安全教室用冊子の作成、配付
  - ・パンフレット等の作成、配布
  - ・食の安全対策推進事業の冊子の作成、配付

### <計画数>

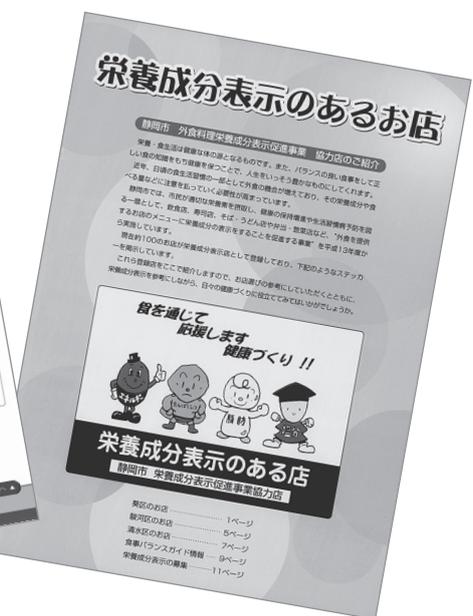
事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
食品表示講習会	2回	※1回	3回
日本十進分類法の書棚とは別に 特集コーナーの展示(図書館蔵書)	10回	10回	2回
毎週発刊される本の購入(図書館蔵書)	約120冊	約120冊	約120冊
静岡市食生活改善推進協議会各支部で開催する 講座や調理実習の実施(ボランティア活動)	120回	120回	3,000回
外食料理栄養成分表示のパンフレットの 作成・配布	1種類2,000部	1種類2,000部	1種類2,000部
静岡市食の安全・安心ホームページの更新	2回	2回	2回
図書の購入	15冊	15冊	22冊
ビデオの購入	3本	3本	8本
食の安全教室用冊子の作成、配付	1種類3,000冊	1種類3,300冊	1種類2,000冊
食の安全対策推進事業のパンフレット等の 作成、配布	1種類2,000部	1種類2,000部	—
食の安全対策推進事業の冊子の作成・配布	1種類500冊	1種類500冊	1種類510冊

(※平成20年2月末、実施数)

※ 食の安全・安心ホームページの  
検索方法… サイト検索のキー  
ワードに「静岡市食」を入力  
して検索できる



静岡市食の安全・安心ホームページ





## 2 ● 食の安全に関する連携と意見交換を推進します。

(1) 消費者の意見を求め、その意見を施策に反映させるよう努めます。

- ① 消費者グループや消費生活モニターによる意見交換会の実施  
<消費生活センター>
- ② 関係課が主催する消費者団体・消費生活モニターとの情報交換会の連絡調整  
<消費生活センター>
- ③ 食の安全・安心意見交換会の開催  
<食品衛生課>
- ④ 監視・指導・収去計画の公表に際し、消費者の意見を求め、その意見の反映  
<食品衛生課>
  - ・ホームページを通じて監視指導計画（案）の公表及び意見の募集
- ⑤ 消費者、食品等事業者との間で意見交換を実施  
<食品衛生課>
  - ・市政ふれあい講座の開催
- ⑥ 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション\*の実施  
<食品衛生課>

(2) 流通及び販売者との連携強化を図り、情報の共有化による食の「安心の提供」に努めます。

- ① 「静岡市商店会連盟」「静岡市清水商店街連盟」との連携の推進  
<商業労政課>
- ② 「静岡大型店・スーパーマーケット連絡会」との連携の推進  
<商業労政課>

(3) 生産者と消費者の意見交換会を企画し、食の安全の確保に関する相互の理解を深めます。

- ① しいたけ菌打ち体験など、自然体験、農体験を通して正しい知識の普及  
<教育総務課>
  - ・親子野遊び塾の開催

### 〈計画数〉

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
食の安全・安心意見交換会の開催	2回	2回	2回
市政ふれあい講座等の開催	8回	6回	4回
食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの実施	5回200人	8回302人	1回37人
親子野遊び塾の開催	春季1回	春季1回	春季2回

※ リスクコミュニケーション … 食の安全に関する情報を公開し、消費者、食品等事業者、学識経験者及び行政担当者が、食に関する情報及び意見を相互に交換し対話を図ろうとするもの

### 3 ● 食品表示の適正化を推進します。

(1) 食品の表示の監視指導を実施します。

① 食品販売店への立ち入り時に、健康食品や保健機能食品等の表示のチェックを行い、表示違反食品の排除を推進 ＜食品衛生課＞

・食品販売店への立ち入り時の指導

② 遺伝子組換え食品\*、アレルギー物質含有食品\*の表示の適正化を推進

＜食品衛生課＞

・衛生講習会時や当該食品収去時の指導

・ホームページに掲載

③ 厚生労働省、県等からの通報による調査と広告の改善指導

＜生活衛生課・食品衛生課＞

・無承認、無許可医薬品発見情報等

④ 健康食品の表示の確認及び薬事法に違反する疑いのある表示等を発見した場合の情報提供

(健康食品が表示等により、無承認・無許可医薬品の疑いのあるものを発見した時は、速やかに生活衛生課へ情報提供する。)

＜食品衛生課＞

(2) 食品表示消費者研修会を実施します。

＜食品衛生課＞

(3) 食品表示モニターを委嘱します。

＜食品衛生課＞

(4) 食品についての不審・疑問表示の情報を入手したときは、内容によってはJAS法を所管する静岡農政事務所または静岡県県民生活室と情報を共有し、必要に応じて合同調査や指導を行います。

＜食品衛生課＞

(5) 農畜水産物表示等の適正化推進事業に協力し、消費者の安心の選択に役立ちます。

① 関係機関の行う原産地等の表示適正化推進事業への協力

＜農業振興課・水産漁港課＞

・ポスター掲示、パンフレットの配布

※ 遺伝子組換え食品 … 遺伝子組換え技術を応用して品種改良した農産物又はそれを原料とした製造された食品

※ アレルギー物質含有食品 … 特定原材料に指定されている卵、乳、小麦、そば、落花生、えび及びかにの7品目を含む食品





〈計画数〉

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
食品販売店の立ち入り時の指導	1,800件	1,809件	2,148件
衛生講習会の衛生指導	90回	90回	100回
厚生労働省や他県の通報による調査と 広告の改善指導	随時実施	※42回	29回
食品表示消費者研修会の実施	5回150人	6回200人	2回67人
食品表示モニターの委嘱	30人	30人	29人

(※平成20年2月末、実施数)



食品販売店の立ち入り検査



食品表示消費者研修会



食品表示モニターの委嘱



#### 4 ● 地産地消を推進します。

(1) 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で目に見える「地産・地消」の推進に努めます。

① 農業への理解と地域農畜産物消費拡大を目指した活動の支援

< 農業振興課 >

- ・ 顔のみえる（対面販売が可能な）朝市の推進
- ・ 農業まつり・畜産まつりへの補助

② 小学校の児童を対象に「お茶の美味しい入れ方教室」を継続的に実施し、本市特産品のお茶への理解の促進

< 農業振興課 >

- ・ お茶の美味しい入れ方教室の開催

③ 農作業体験を柱とした生産者と消費者の交流事業の推進

< 農業振興課 >

④ 水産関係団体と連携し、地産地消への支援

< 水産漁港課 >

- ・ 水産関係まつりへの補助

⑤ イベント等を活用し、漁業者・加工業者等と消費者との交流活動の促進

< 水産漁港課 >

⑥ 水産関係体験事業を柱とした漁業者と次世代を担う子供達との交流の推進

< 水産漁港課 >

- ・ 清水おさかなふれあい事業への補助

⑦ 地産地消を学ぶ講座

< 生涯学習推進課 >

- ・ 各地区で地産地消を学ぶ講座の開催（いちご、みかん、お茶等）



農業まつり・畜産まつり



清水おさかなふれあい事業



〈計画数〉

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
農業まつり・畜産まつりへの補助	3件	3件	3件
各種品評会での市長賞の授与	20回	20回	20回
お茶の美味しい入れ方教室の開催	50校 延べ3,500人	40校 延べ3,000人	45校 延べ2,500人
水産関係まつりに助成し、 地産地消の支援に努める。	1回	1回	1回
イベント等を活用し、漁業者・加工業者等と 消費者との交流活動を促進する。	1回	1回	1回
清水おさかなふれあい事業への補助	1回	1回	1回
各地区で地産地消を学ぶ講座の開催	5講座103人	5講座103人	5講座103人



学校給食(地産地消の推進)



水産関係まつり



## 5 ● 食の安全に関する教育・啓発を推進します。

(1) 学校等と連携し、教育活動を通して、食の安全への関心を深めます。

① 教育委員会と連携した食育の推進

＜環境保健研究所・生活衛生課・食品衛生課・学校給食課＞

・食の安全教室の開催（小中学生を対象）

② 学校、幼稚園及び保育所等と連携した食育活動の実施

・幼稚園、保育所及び児童館との連携　　＜保育課・健康づくり推進課＞

・食育事業の実施　　＜健康づくり推進課＞

・保育所の食育研修　　＜保育課＞

③ 栄養職員等による食の安全指導の実施

＜学校給食課＞

・小中学校で小中学生を対象に栄養指導の実施

(2) 関係各課の連携により食育活動を推進します。

① 消費者を対象とした各種講座、講演会の開催　　＜消費生活センター＞

・くらしの一日講座、親子消費者教室などの中で適宜実施

② J A S 制度や牛肉のトレーサビリティの研修会　　＜消費生活センター＞

・消費生活モニター研修会で J A S 制度や牛肉のトレーサビリティの研修を実施

(3) 各種教室、講演会、講習・体験、イベント等を開催し、正しい知識の普及に努めます。

① 感染症（食品由来のものを含む）の感染様式、予防方法について正しい知識の普及（講習会、市政ふれあい講座等）　　＜保健予防課＞

・「O-157 について知ろう」「食べ物からの感染を防ぐため」の講座の開催、広報への掲載、老人、保育園、学校への予防の情報提供

② 食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催　　＜環境保健研究所＞

③ イベント等を利用して、地場産品を活用した魚料理教室の開催

＜水産漁港課＞

・産業フェアにおける魚料理教室の開催

④ 消費者を対象とした講習会の開催（衛生講習会・市政ふれあい講座）

＜食品衛生課＞

・市政ふれあい講座、食の安全講演会の実施





- ⑤ 野外活動における基本的知識の研修で、自然環境の大切さに目を向けたり、野草や野菜を使った野外炊飯を楽しみながら地域の食文化に触れたりする事業の実施 ＜教育総務課＞
  - ・てしゃまんく祭り：地元の食材を使った食文化体験（コンニャク、豆腐など）
  - ・トムソーヤ事業の開催：四季のキャンプ（スプリングキャンプ、バックパッカーズキャンプ、オータムキャンプ、ウインターキャンプ）
- ⑥ 学校利用におけるそば打ち、アマゴの串焼き作り等で正しい知識の普及 ＜教育総務課＞
  - ・小中学校の野外活動の開催
- ⑦ 料理教室（地場産品、郷土料理、雑穀、みそ、手打ちそば、エコ、男性向け）の開催 ＜生涯学習推進課＞
  - ・各料理教室の開催
- ⑧ 親子農業体験・親子漁業体験の開催 ＜生涯学習推進課＞
- ⑨ 食育\*を子供や保護者に正しく理解してもらおうセミナー「安全なの？安心なの？」の実施 ＜生涯学習推進課＞
  - ・家庭教育学級の開催
- ⑩ 静岡のお茶を知る講座の開催 ＜生涯学習推進課＞
- ⑪ 食に関する団体との連携講座の開催 ＜生涯学習推進課＞
  - ・静岡市食生活改善推進協議会やクッキングクラブとの連携講座の開催
- ⑫ 各講習会時、消費者への普及啓発 ＜健康づくり推進課＞
  - ・各保健福祉センターで各事業の実施
  - ・静岡市食生活改善推進協議会や養成講座受講生を対象とする講座の開催
- ⑬ 患者への栄養管理・栄養指導 ＜静岡病院・清水病院＞



※ 食育 … 食育は、生きる上での基本であり、教育の三本柱である知育、徳育、体育の基礎として、健全な心身を培い、心豊かな人間性を育てていくもの（平成17年7月15日に食育基本法が施行）



## 〈計画数〉

事業名又は計画事項	20年度計画数	19年度計画数	18年度実績
食の安全教室の開催	30回25校2,000人	33回28校2,372人	24回24校1,783人
幼稚園、保育所及び児童館との連携	—	33回	11回390人
食育事業の実施	24回600人	28回600人	20回445人
保育所の食育研修	6回150人	8回200人	8回194人
小中学校で小中学生を対象に栄養指導の実施	指導700件	※指導700件	指導654件
食の安全講演会の実施	4回	4回	4回
くらしの一日講座、親子消費者教室などのなかで適宜実施	1回	1回	2回
消費生活モニター研修会でJAS制度や牛肉のトレーサビリティの研修の実施	1回	1回	1回
食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催	2回	2回	1回
産業フェアにおける魚料理教室の開催	1回	1回	1回
トムソーヤ事業(四季のキャンプ)の開催	4回	4回	4回
小中学校の野外活動の開催	10回	10回	10回
各料理教室の開催	81講座1,573人	81講座1,573人	81講座1,573人
親子農業体験・親子漁業体験の開催	2講座176人	2講座176人	2講座176人
家庭教育学級の開催	6講座170人	6講座170人	6講座170人
静岡のお茶を知る講座の開催	4講座371人	4講座371人	4講座371人
静岡市食生活改善推進協議会やクッキングクラブとの連携講座の開催	41講座255人	41講座255人	41講座255人
静岡市食生活改善推進協議会や養成講座受講生を対象とする講座の開催	7回280人	10回350人	9回280人
糖尿病教室など患者を対象とする集団栄養指導の開催	58回400人	58回400人	

(※平成20年2月末、実施数)



糖尿病教室



# 参 考





# 静岡市食の安全対策推進連絡会 設置要綱

## (設置)

**第1条** 静岡市は、生産・流通から消費に至る食品等の安全確保に関する施策を関係部署が連携して検討協議することにより、関係部署相互の協力体制の強化及び市民からの相談等への対応のいっそうの充実を図り、もって市民の食の安全を確保するため、静岡市食の安全対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

## (所掌事務)

- 第2条** 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 生産・流通から消費に至る食品等の安全の確保のための対策のうち、複数の課の所管にわたるものに関する基本的事項
  - (2) 関係部署相互の連携及び協力に関する事項
  - (3) 情報の収集及び交換に関する事項
  - (4) 前3号に定めるもののほか、必要と認める事項

## (組織)

**第3条** 連絡会は、保健福祉子ども局保健衛生部長、保健所長及び保健所理事並びに別表に掲げる職にある者をもって組織する。

## (会長及び副会長)

- 第4条** 連絡会に会長及び副会長を置き、会長は保健福祉子ども局保健衛生部長を、副会長は保健所長及び保健所理事をもって充てる。
- 2 会長は、連絡会の会務を総理し、連絡会を代表する。
  - 3 会長は、連絡会の会議の議長となる。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

## (会議)

- 第5条** 連絡会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (作業部会)

- 第6条** 第2条の所掌事務について、必要な情報及び資料の収集並びにその整理その他の作業を行うため、連絡会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、保健福祉子ども局保健衛生部保健所食品衛生課長及び別表に掲げる職にある者が指名する職員をもって組織する。



- 3 作業部会に部会長を置き、保健福祉子ども局保健衛生部保健所食品衛生課長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**(庶務)**

**第7条** 連絡会及び作業部会の庶務は、保健福祉子ども局保健衛生部保健所食品衛生課において処理する。

**(雑則)**

**第8条** この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

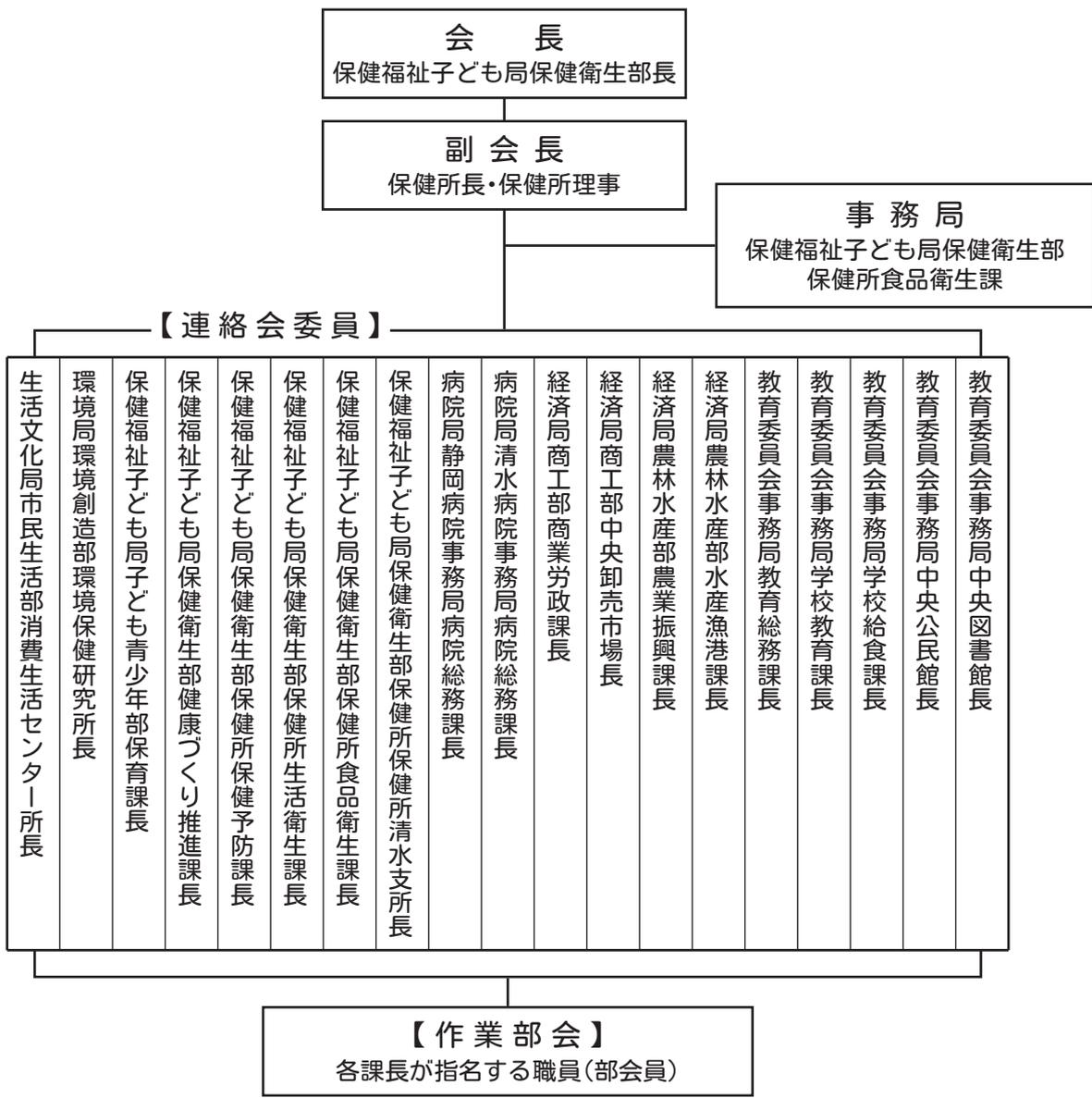
**別表（第3条関係）**

生活文化局市民生活部消費生活センター所長  
環境局環境創造部環境保健研究所長  
保健福祉子ども局子ども青少年部保育課長  
保健福祉子ども局保健衛生部健康づくり推進課長  
保健福祉子ども局保健衛生部保健所保健予防課長  
保健福祉子ども局保健衛生部保健所生活衛生課長  
保健福祉子ども局保健衛生部保健所食品衛生課長  
保健福祉子ども局保健衛生部保健所保健所清水支所長  
病院局静岡病院事務局病院総務課長  
病院局清水病院事務局病院総務課長

- 経済局商工部商業労政課長
- 経済局商工部中央卸売市場長
- 経済局農林水産部農業振興課長
- 経済局農林水産部水産漁港課長
- 教育委員会事務局教育総務課長
- 教育委員会事務局学校教育課長
- 教育委員会事務局学校給食課長
- 教育委員会事務局中央公民館長
- 教育委員会事務局中央図書館長



平成19年度 静岡市食の安全対策推進連絡会組織図



# 平成19年度 静岡市食の安全・安心 意見交換会の開催について

## 1 ● 設置理由

「食品安全基本法」第13条(情報及び意見交換の促進)には、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じなければならない。」とされており、意見の交換には、生産から消費までの食品供給行程の各段階に従事する人たちと消費者の参加が欠かせない。

このため、静岡市食の安全対策推進のための意見交換会を次のとおり開催することとし、食の安全・安心アクションプラン(行動計画)の策定に資するとともに、消費者、生産者、食品関連事業者、学識経験者の意見交換と相互理解を図るものとする。

## 2 ● 所掌事務

- (1) 生産から消費にいたる過程の食の安全の確保・安心の提供に関すること。
- (2) 食の安全の確保・安心の提供に係る消費者、生産者、食品営業者等の相互の理解と協力に関すること。
- (3) 静岡市食の安全対策推進事業の基本方針及び平成20年度静岡市食の安全・安心アクションプラン(行動計画)(案)に対する意見の聴取に関すること。

## 3 ● 委員数、委嘱等

- (1) 意見交換会の委員数は、12人以内とする。

食品供給行程の種別	選出区分及び会員の所属団体
消費者	静岡市食生活改善推進協議会
	しずおか市消費者協会
	生活協同組合コープしずおか
農業生産者	静岡市農業協同組合
	静岡県農山漁村ときめき女性
漁業生産者	静岡漁業協同組合
食品事業者	(株)ヤクルト本社 静岡工場
	静岡県飲食業生活衛生同業組合静岡支部
公募委員	公募委員については、別に定める。
学識経験者	静岡県栄養士会
	東海大学短期大学部

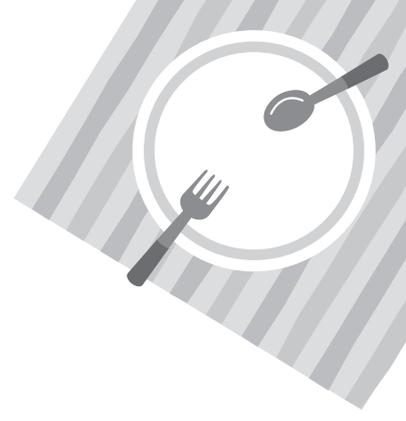
(2) 委嘱の期間は、平成 19 年度末までとする。

#### 4 ● 開催の方法

- (1) 保健福祉子ども局保健衛生部長が、1 年間に 2 回以内で招集する。
- (2) 委員の中から座長を定め、会を進行する。
- (3) 会議は公開とする。また、傍聴人にも意見交換に参加してもらいたい。
- (4) 実施内容
  - ① 静岡市食の安全対策推進事業の基本方針及び平成 20 年度静岡市食の安全・安心アクションプラン(行動計画)の策定について、意見を述べる。
  - ② 静岡市の食の安全・安心に関する「テーマ」について、委員が意見を表明する。

平成19年度 静岡市食の安全・安心意見交換会委員名簿

委員氏名(敬称略)	所属団体及び職名	選出区分
小澤 絹子	静岡市食生活改善推進協議会 会長	消費者
桜井 典子	しずおか市消費者協会 会長	
小林 鉄雄	生活協同組合コープしずおか 商品政策担当	
海野フミ子	静岡市農業協同組合 理事	農業生産者
大塚 晶美	静岡県農山漁村ときめき女性	
斉藤 政和	静岡漁業協同組合 代表理事組合長	漁業生産者
相沢 孝好	(株)ヤクルト本社静岡工場 品質管理課長	食品事業者
藤嶋 悦郎	静岡県飲食業生活衛生同業組合静岡支部 副支部長〔(株)正悦代表取締役社長〕	
石田 鉄弥	公募委員	一般公募
大石 正則		
白木まさ子	静岡県栄養士会 (静岡県立大学食品栄養科学部 准教授)	学識経験者
三輪 憲永	東海大学短期大学部食物栄養学科 教授	



静岡市食の安全対策推進事業

基本方針及び

平成20年度静岡市食の安全・安心  
アクションプラン

---

発行：平成20年3月

静岡市食の安全対策推進連絡会

事務局：静岡市保健福祉子ども局保健衛生部

保健所食品衛生課

電話 054-249-3161

Fax 054-249-3153

eメール：shokuhin@city.shizuoka.jp

ホームページ：『静岡市食』と入力して検索できます。

